

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(区域の区分における設定区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項の規定により本市の準則として定める区域の区分における設定区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第一種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同法第7条第1項の市街化調整区域	100分の25以上	100分の30以上
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域	100分の20以上	100分の25以上
第三種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第四種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域	100分の5	100分の1

域		以上	0以上
---	--	----	-----

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第3条に規定する建築物屋上等緑化施設の面積及び緑地と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設(同条第1号トに掲げる施設を除く。)以外の施設が重複する土地の面積は、敷地面積に、前条の表の区域の区分に応じそれぞれ同表の緑地の面積の敷地面積に対する割合欄に定める割合の下限値を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 法第6条第1項に規定する特定工場の敷地が第一種区域、第二種区域、第三種区域、第四種区域又はこれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第3条の表の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域の割合(以下「敷地割合」という。)につき、第一種区域の敷地割合が最も高いときは第一種区域の規定、第二種区域の敷地割合が最も高いときは第二種区域の規定、第三種区域の敷地割合が最も高いときは第三種区域の規定、第四種区域の敷地割合が最も高いときは第四種区域の規定を適用し、これら以外の区域の敷地割合が最も高いときは適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 製造業等に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)であって、第3条の表に規定する第一種区域において平成13年3月31日に設置されているもの又は設置のための工事が行われているもの(以下「第一種区域既存工場等」という。)について生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該第一種区域既存工場等が工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げるいずれか一つの業種のみ属する場合(以下「単業種」という。)

$$G \geq P / \gamma (0.25 - G_0 / S)$$

ただし、 $P / \gamma (0.25 - G_0 / S) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

イ 当該第一種区域既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち2以上の業種に属する場合(以下「兼業」という。)

$$G \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.25 - G_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.25 - G_0 / S) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単業種

$$E \geq P / \gamma (0.3 - E_0 / S)$$

ただし、 $P / \gamma (0.3 - E_0 / S) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

イ 兼業

$$E \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.3 - E_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.3 - E_0 / S) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(3) 前2号の算式における記号に係る数値は、次の表のとおりとする。

記号	数値
G	当該変更に伴い設置する緑地の面積

P	当該変更に係る生産施設の面積
$\gamma$	当該第一種区域既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
$G_0$	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下この表において同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
S	当該第一種区域既存工場等の敷地面積
$G_1$	当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
n	当該第一種区域既存工場等が属する業種の個数
$P_j$	当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積
$\gamma_j$	j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
E	当該変更に伴い設置する環境施設的面積
$E_0$	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下この表において同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
$E_1$	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

3 工場等であって、第3条の表に規定する第二種区域において昭和49年6月28日に設置されているもの又は設置のための工事が行われているもの（以下「第二種区域既存工場等」という。）について生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一種区域既存工場等」とあるのは「第二種区域既存工場等」と、「0.25」とあるのは「0.2」と、「0.3」とあるのは「0.25」と読み替えるものとする。

4 工場等であって、第3条の表に規定する第三種区域において昭和49年6月28日に設置されているもの又は設置のための工事が行われているもの（以下「第三種区域既存工場等」という。）について生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、第2項の規定を準用する。この場

合において、同項中「第一種区域既存工場等」とあるのは「第三種区域既存工場等」と、「0.25」とあるのは「0.1」と、「0.3」とあるのは「0.15」と読み替えるものとする。

- 5 工場等であって、第3条の表に規定する第四種区域において昭和49年6月28日に設置されているもの又は設置のための工事が行われているもの（以下「第四種区域既存工場等」という。）について生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一種区域既存工場等」とあるのは「第四種区域既存工場等」と、「0.25」とあるのは「0.05」と、「0.3」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年3月15日から施行する。